

別表十三(四)
「21」、「25」又は「34」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

① 収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
法人名
()

別表十三(四)
平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		代替資産について帳簿価額の減額等をした場合	取得した代替資産の種類	20	
	収用換地等による譲渡年月日	2	昭平		代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	21	円
	譲渡資産の種類	3			代替資産の取得のため(17)又は(17)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	22	
	譲渡資産の収用換地等があった部分の帳簿価額	4			圧縮限度額 (22) × (19)	23	
取得した補償金等の額			5		圧縮限度超過額 (21) - (23)	24	
保留地				特別勘定を設けた場合	特別勘定に経理した金額	25	
交換取得資産の価額					繰入限度額を超えた金額 (17) - (22)	26	
					繰入限度額 (26) × (19)	27	
					繰入限度超過額 (25) - (27)	28	
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	8		翌期繰越額の計算	当初の特別勘定の金額 (25) - (28)	29	
	譲渡経費に充てられたため交付を受けた金額	9			同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	30	
	差引譲渡経費の額 (8) - (9)	10			当期中に益金の額に算入すべき金額	31	
	補償金等又は保留地の対価に係る譲渡経費の額 (10) × $\frac{(5) + (6)}{(5) + (6) + (7)}$	11			期末特別勘定残額 (29) - (30) - (31)	32	
	交換取得資産に係る譲渡経費の額 (10) - (11)	12		交換取得資産について帳簿価額を減額した場合	交換取得資産の種類	33	
帳簿価額の計算	補償金等の額又は保留地の対価に係る帳簿価額 (4) × $\frac{(5) + (6)}{(5) + (6) + (7)}$	13			交換取得資産の帳簿価額を減額した金額	34	円
	交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4) - (13)	14			交換取得資産の価額 (7)	35	
差益割合の計算	取得した補償金等の額 (5)	15			交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4) 又は (14)	36	
	同上に係る譲渡経費の額 (10) × $\frac{(5)}{(5) + (6) + (7)}$	16			交換取得資産につき支払った交換差金の額	37	
	差引補償金等の額 (15) - (16)	17			交換取得資産に係る譲渡経費の額 (10) 又は (12)	38	
	補償金等の額に対応する帳簿価額 (4) × $\frac{(5)}{(5) + (6) + (7)}$	18			計 (36) + (37) + (38)	39	
	差益割合 $\frac{(17) - (18)}{(17)}$	19			圧縮限度額 (35) - (39)	40	
					圧縮限度超過額 (34) - (40)	41	

P57参照

別表十三(四)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	「第68条の70第1項」又は「第68条の70第7項」	10349	「21」欄の金額 (「23」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「第68条の71第8項において準用する第68条の70第1項」又は「第68条の71第9項において準用する第68条の70第7項」	10528	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第68条の72第3項において準用する第68条の70第1項」又は「第68条の72第3項において準用する第68条の70第7項」	10529	
	「第68条の72第3項において準用する第68条の71第8項において準用する第68条の70第1項」又は「第68条の72第3項において準用する第68条の71第9項において準用する第68条の70第7項」	10531	

※ 「第68条の70第7項」、「第68条の71第9項において準用する第68条の70第7項」、「第68条の72第3項において準用する第68条の70第7項」又は「第68条の72第3項において準用する第68条の71第9項において準用する第68条の70第7項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「10528」及び「10531」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る代替資産を取得した場合が該当します。

「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	「第68条の71第1項」又は「第68条の71第3項」	10350	「25」欄の金額 (「27」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第68条の72第3項において準用する第68条の71第1項」又は「第68条の72第3項において準用する第68条の71第3項」	10530	

※ 「第68条の71第3項」又は「第68条の72第3項において準用する第68条の71第3項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

「34」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第68条の72第1項」又は「第68条の72第5項」	10214	「34」欄の金額 (「40」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※ 「第68条の72第5項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。